■景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物）【麹町地域】

|  |
| --- |
| 基準 |
| ○周辺の主要な眺望地点（道路、河川、公園など）からの見え方を検討し、周辺の建築物群で構成されるスカイラインと調和を図ること。 |
|  |
| ○擁壁は、圧迫感を感じさせないよう長大な壁面は避けること。 |
|  |
| ○外装の色彩は、別表１及び２の基準に適合すること。  ※高さ60ｍ以上の工作物については、景観まちづくり計画p62　別表3-2の色彩基準にも適合する必要がある。 |
|  |
| ○建築物と一体となる工作物は、景観まちづくり計画p40,41　5.1建築物の景観形成基準を適用すること。 |
|  |

■別表１　色彩定性基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 色彩 | ◆大名屋敷跡の区割の大きな敷地内の植栽や、外濠に見られる四季を通して豊かに変化する自然の色を活かし、それらと互いになじむ落ち着いた低～中彩度色を用いること。 |
|  |
| ◆タイル素材を用いた集合住宅や中等教育機関、伝統的な社寺など、閑静な佇まいを損ねない温かみのある暖色系の濁色を中心としたおだやかな色彩を用いること。 |
|  |
| ○壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。 |
|  |
| ○建築物の高層部は広域的な影響を踏まえ、近隣のみならず遠方からの見えに配慮するとともに、鮮やかなアクセント色等を用いないこと。 |
|  |
| ○主要通りや商業エリアにおいては、通りごとに低層のにぎわいと中高層の落ち着きの両立を考慮し、連続性が感じられるような工夫を行うこと。 |
|  |
| ○地域の特徴を踏まえ、建物単体の配色及び周辺建物との関係において、色彩の対比が強くならないよう配慮すること。 |
|  |
| ○歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。 |
|  |